

神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程研究経過発表会 及び研究成果発表会実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、工学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究経過発表会)

第2条 各専攻は1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主権により開催するものとし、担当教員は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を専攻長に報告し、専攻長は当該専攻の教員及び学生に研究経過発表会の開催を通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

(研究成果発表会)

第5条 学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、学位論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

(発表者の要件)

第6条 研究成果発表会における発表者は、修了要件（10単位）の全てを修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

(開催の時期)

第7条 研究成果発表会は、学位論文に係る専攻会議開催までに学生の所属する専攻の主権により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員、学生及び専攻長が出席を認めた者通知するものとする。

(研究成果報告書)

第8条 専攻長は、研究成果発表を行った学生について、研究成果報告書（別紙様式2）を研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出)

第9条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例発表会)

第10条 特別聴講派遣学生又は特別研究派遣学生として外国の大学等に留学を許可されている者及び特別な事情があると認められる者の発表については、その者から提出された

研究経過報告書又は研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

- 2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届（別紙様式3）を研究科長に提出しなければならない。

（特例措置）

第11条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会については、別に指示する。

- 2 早期修了申請者については、研究経過発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。